

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和6年8月19日(2024.8.19)

【公開番号】特開2024-36656(P2024-36656A)

【公開日】令和6年3月15日(2024.3.15)

【年通号数】公開公報(特許)2024-049

【出願番号】特願2024-17952(P2024-17952)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/0601(2023.01)

10

【F I】

G 06 Q 30/0601 3 3 8

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月8日(2024.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品が陳列場所から移動された場合に、前記商品を前記陳列場所から取り出した買物客を特定する特定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定された場合に、当該特定された買物客に関連づけられた買上品リストを、前記商品の識別コードを含むように更新する第1の更新手段と、

前記商品を前記陳列場所から取り出した可能性のある買物客を判定する判定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定されなかつた商品を不明商品として表す第1の領域と、前記判定手段により判定された買物客に関連付けられた買上品リストに含まれる識別コードで識別される商品の一覧を表す第2の領域とをとともに含んだ画面を、前記判定手段により判定された買物客が使用する端末にて表示させる表示手段と、

前記表示手段により表示させた不明商品の登録が前記端末を介して指示された場合、対応する買上品リストを更新する第3の更新手段と、  
を具備した販売管理システム。

30

【請求項2】

前記表示手段は、前記特定手段により前記買物客が特定されなかつた複数の商品に関して前記判定手段により同一の買物客が判定された場合には、当該買物客が使用する前記端末にて表示させる前記画面の前記第1の領域に、該当の複数の商品を含んだ不明商品リストを表す、

請求項1に記載の販売管理システム。

40

【請求項3】

コンピュータを、

商品が陳列場所から移動された場合に、前記商品を前記陳列場所から取り出した買物客を特定する特定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定された場合に、当該特定された買物客に関連づけられた買上品リストを、前記商品の識別コードを含むように更新する第1の更新手段と、

前記商品を前記陳列場所から取り出した可能性のある買物客を判定する判定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定されなかつた商品を不明商品として表す第1の領域と、前記判定手段により判定された買物客に関連付けられた買上品リストに含まれる識別コードで識別される商品の一覧を表す第2の領域とともに含んだ画面を、前記判定手段

50

により判定された買物客が使用する端末にて表示させる表示手段と、  
前記表示手段により表示させた不明商品の登録が前記端末を介して指示された場合、対応する買上品リストを更新する第3の更新手段と、  
して機能させるための販売管理プログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

10

実施形態の販売管理システムは、特定手段、第1の更新手段、判定手段、表示手段及び第3の更新手段を備える。特定手段は、商品が陳列場所から移動された場合に、当該商品を陳列場所から取り出した買物客を特定する。第1の更新手段は、特定手段により買物客が特定された場合に、当該特定された買物客に関連づけられた買上品リストを、商品の識別コードを含むように更新する。判定手段は、商品を陳列場所から取り出した可能性のある買物客を判定する。表示手段は、特定手段により買物客が特定されなかった商品を不明商品として表す第1の領域と、判定手段により判定された買物客に関連付けられた買上品リストに含まれる識別コードで識別される商品の一覧を表す第2の領域とをとともに含んだ画面を、判定手段により判定された買物客が使用する端末にて表示させる。第3の更新手段は、表示手段により表示させた不明商品の登録が端末を介して指示された場合、対応する買上品リストを更新する。

20

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0074

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0074】

30

本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態やその変形は、発明の範囲や要旨に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

以下に、本願の当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[付記1] 商品が陳列場所から移動された場合に、前記商品を前記陳列場所から取り出した買物客を特定する特定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定された場合に、当該特定された買物客に関連づけられた買上品リストを、前記商品の識別コードを含むように更新する第1の更新手段と、  
前記商品を前記陳列場所から取り出した可能性のある1又は複数の買物客を判定する判定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定されなかった場合に、前記判定手段により判定された1又は複数の買物客にそれぞれ関連づけられた不明品リストを、前記商品の識別コードを含むように更新する第2の更新手段と、  
を具備した販売管理システム。

40

[付記2] 前記不明品リストの内容を、予め定められた通知対象者に通知するための通知処理を行う通知手段、

をさらに備える付記1に記載の販売管理システム。

[付記3] 前記通知手段は、前記不明品リストが関連づけられた買物客を前記通知対象者とする、

付記2に記載の販売管理システム。

50

[付記4] 前記不明品リストに含まれた識別コードで識別される商品が、前記不明品リストが関連づけられた買物客が買い上げる買上商品であるか否かを区分する区分手段と、

前記不明品リストとともに同一の前記買物客に関連づけられた前記買上品リストを、前記区分手段により前記買上商品に区分した商品の識別コードを含むように更新する第3の更新手段と、

前記第3の更新手段により前記買上品リストに含められた識別コードを含まないように前記不明品リストを更新する第4の更新手段と、

をさらに具備する付記3に記載の販売管理システム。

[付記5] 前記通知手段は、前記買上品リストに示された商品コードで識別される商品の決済を行うとき、あるいは当該決済の完了後に、当該買上品リストとともに同一の前記買物客に関連づけられた前記不明品リストに識別コードが含まれるならば、当該不明品リストの内容を店員に通知するための処理として前記通知処理を行う、

付記2又は付記3に記載の販売管理システム。

[付記6] コンピュータを、

商品が陳列場所から移動された場合に、前記商品を前記陳列場所から取り出した買物客を特定する特定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定された場合に、当該特定された買物客に関連づけられた買上品リストを、前記商品の識別コードを含むように更新する第1の更新手段と、

前記商品を前記陳列場所から取り出した可能性のある1又は複数の買物客を判定する判定手段と、

前記特定手段により前記買物客が特定されなかった場合に、前記判定手段により判定された1又は複数の買物客にそれぞれ関連づけられた不明品リストを、前記商品の識別コードを含むように更新する第2の更新手段と、

して機能させるための販売管理プログラム。

10

20

30

40

50